

柴田町告示第20号

柴田町ごみ集積所及びごみ集積施設に関する指導要綱を次のように定める。

令和6年3月18日

柴田町長 滝口 茂

柴田町ごみ集積所及びごみ集積施設に関する指導要綱

(目的)

第1条 この告示は、柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年柴田町条例第22号。以下「条例」という。）第2条に規定する一般廃棄物の処理計画に基づき収集される一般家庭ごみ（以下「一般家庭ごみ」という。）の集積場所（以下「ごみ集積所」という。）の指定及び管理並びに一般家庭ごみの集積施設（以下「ごみ集積施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、ごみの適正な処理及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(ごみ集積所の要件)

第2条 ごみ集積所は、おおむね8戸につき1か所指定するものとし、別表1に定めるごみ集積所の要件の全てを備えていなければならない。ただし、地理的条件等により、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(ごみ集積所の指定)

第3条 柴田町行政区長会規則（令和2年柴田町規則第4号）第2条に規定する行政区の代表者（以下「行政区長」という。）は、当該行政区においてごみ集積所の指定を希望するとき、又は当該指定の内容を変更するときは、その計画段階において町長と協議を行い、当該ごみ集積所における収集開始希望日の10日前までに、柴田町ごみ集積所指定（指定内容変更）申出書（様式第1号）に位置図等必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、調査の上、前条の規定に該当すると認めるときは、町が収集するごみ集積所に指定するものとする。

(ごみ集積施設の設置)

第4条 次に掲げる規模の建築物の建設事業又は当該建築物の敷地となる宅地等の造成事業（以下「建築物建設事業又は造成事業」という。）を業として実施しようとする者（以下「事業主」という。）は、別表2に定めるごみ集積施設設置基準（以下「ごみ集積施設設置基準」という。）に従いごみ集積施設を設置しなければならない。

(1) 戸建住宅にあつては8戸以上のもの

(2) 共同住宅、寄宿舎又は長屋の用途に供する建築物（以下「共同住宅等」という。）にあつては4戸以上のもの

(事前協議等)

第5条 事業主は、ごみ集積施設の設置について、あらかじめ、当該行政区の行政区長に説明を行うとともに、町長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行おうとする者は、柴田町ごみ集積施設設置協議願書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

3 町長及び事業主は、第1項の規定による協議が整った場合には、柴田町ごみ集積施設設置協議書(様式第3号)を作成するものとする。

4 前3項の規定は、ごみ集積施設を変更する場合について準用する。この場合において、第2項中「柴田町ごみ集積施設設置協議願書(様式第2号)」とあるのは「柴田町ごみ集積施設設置変更協議願書(様式第4号)」と、前項中「柴田町ごみ集積施設設置協議書(様式第3号)」とあるのは「柴田町ごみ集積施設設置変更協議書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

5 事業主は、第2項の柴田町ごみ集積施設設置協議願書又は第4項の柴田町ごみ集積施設設置変更協議願書を取り下げるときは、柴田町ごみ集積施設設置協議取下書(様式第6号)によりしなければならない。

(検査)

第6条 事業主は、ごみ集積施設の設置工事の完了後に、当該ごみ集積施設がごみ集積施設設置基準に適合するかどうかについて、町長の検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の検査において、当該ごみ集積施設がごみ集積施設設置基準に適合していないと認めるときは、必要な指導又は助言を行うこととする。

(ごみ集積所の特定)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、事業主があらかじめ、ごみ集積所を特定しなければならない。

(1) 戸建住宅にあつては8戸以上又は共同住宅等にあつては4戸以上の建築物建設事業又は造成事業であつて、敷地となる宅地等の形状、周辺道路の状況等によりごみ集積施設の設置が困難であると町長が認める場合

(2) 戸建住宅にあつては7戸以下又は共同住宅等にあつては3戸以下の建築物建設事業又は造成事業

2 前項の規定により、事業主があらかじめごみ集積所を特定しようとするときは、柴田町ごみ集積所使用承諾書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(ごみ集積所等の管理)

第8条 行政区長及び共同住宅等の所有者(所有者が共同住宅等の管理を委託している場合には当該委託を受けた者。以下同じ。)は、ごみ集積所又はごみ集積施設若しくはその所有する共同住宅等に設置されたごみ集積施設(以下この項において「ごみ集積所等」という。)について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排出されるごみが飛散し、流出し、又は悪臭が漏れることがないように必要な措置を講じること。

(2) 一般家庭ごみの分別の方法及び排出の方法を当該ごみ集積所等を利用する者に

周知徹底すること。

(3) 当該ごみ集積所等及びその周辺を清潔に保持すること。

(4) 当該ごみ集積所等における収集作業の障害となるものを除去すること。

(5) その他一般家庭ごみの適正な処理に関して必要な事項

2 前項第1号の必要な措置としてごみ集積所等に工作物等を設置する場合は、別表3に定める工作物等設置基準に従い設置しなければならない。

3 行政区長及び共同住宅等の所有者は、第1項各号に掲げる事項を自ら行うことが困難な場合は、これらを他の者に行わせることができる。

(寄附等の不受理)

第9条 町は、ごみ集積施設の設置に要する土地、ごみ集積施設（工作物等を含む。）及びごみ集積所の工作物についての寄附又は贈与は受けないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に行われる建築物建設事業及び造成事業について適用し、施行日以前に行われる建築物建設事業及び造成事業には適用しない。

別表1（第2条関係）

ごみ集積所の要件

| 区分 | 要件 |
|------|--|
| 指定場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 行き止まりでないこと。 2 道路幅員が4メートル以上であること。 3 ガードレールや階段等の障害がなく、安全に収集作業が行える場所であること。 4 見通しの良い位置であること。 5 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係する法令に抵触しないこと。 |

別表2（第4条関係）

ごみ集積施設設置基準

| 区分 | 基準 |
|------|--|
| 面積 | ごみ集積施設を利用する住宅戸数の1戸につき0.14平方メートルを乗じて得た面積を目安とする。 |
| 設置場所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として公道に接し、次に掲げる条件を充たす場所に設置するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 収集車両が道路交通法の規定に従い、安全に収集作業ができる場所とすること。 (2) 見通しの良い位置であること。 (3) 歩道のある道路に面して設置する場合には、ごみ集積施設の前面の歩道に植栽及びガードレール等がなく、収集作業が容易に行える場所であること。 (4) ごみ集積施設の前面には電柱や支線、交通標識等、収集作業の障害となるものがないこと。 (5) ごみ集積施設の前面に側溝がある場合には、収集作業に支障のないよう側溝に蓋がある場所とすること。また、蓋がない場合には蓋を取り付けること。 2 公道に接する場所に設置することができない場合は、次に掲げる条件を充たす場所に設置するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 収集車両が前進で進入し、通り抜けられるのに十分な幅と高さ（4.0メートル以上）があること。また、前進のまま通り抜けられない場合は転回可能な場所があること。 (2) 収集車両の進入経路の舗装・地下配管・マンホール等については、収集車両の重量に耐えられる構造であること。 (3) 収集車両が収集作業する位置には、他の車両等が駐車をしないうような防止策を講じること。 (4) 道路からの出入口を歩行者等の通行の少ない場所に設けるよう努めるとともに、収集車両が出入りする際の事故防止のために、カーブミラー等の必要 |

| | |
|----|--|
| | <p>な施設を設けるよう努めること。</p> <p>(5) 私有（位置指定道路を含む。）に進入する場所に設置する場合は、収集車両の通行に関し、原則として敷地所有者全員から承諾を得ていること。</p> |
| 構造 | <p>1 原則として、次に掲げる条件を充たすものとする。</p> <p>(1) 前面の開口部の幅は、1.0メートル以上とすること。</p> <p>(2) 奥行き（内法）長さは、開口部の幅を超えないものとする。</p> <p>(3) 指定袋の散乱及びごみが飛散しないように、高さがおおむね1.0メートルの囲い等を設置すること。</p> <p>(4) ごみ集積施設の開口部には段差が生じないようにすること。また、床は雨水、汚水が滞留及び浸透することがないように、道路面に対して100分の1の勾配をとること。</p> <p>(5) ごみ集積施設内には、ごみの排出及び収集作業に障害となる工作物を設けないこと（洗浄用の給排水設備を除く。）。</p> <p>(6) ごみの分別、排出方法等を表示したものを設置すること。</p> <p>2 ごみ集積施設を屋内に設置する場合は、換気、採光の設備及び清潔を保持するための洗浄用給排水設備を必要に応じて設置することができる。</p> |

別表3（第8条関係）

工作物等設置基準

| 区分 | 基準 |
|------|--|
| 工作物等 | <p>1 鳥獣対策や美観上等の理由によりごみ集積所等に工作物等を設置する場合は、次に掲げる条件を充たすものとする。</p> <p>(1) 飛散防止・鳥獣対策用として網等を掛ける場合は、開閉可能な状態にすること。</p> <p>(2) 屋根等を設置する場合は、高さ2.0メートル以上とすること。</p> <p>(3) 扉を設置する場合は、引き戸等で、自動で閉じないものとし、収集作業に支障がない構造とすること。また、収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。ただし、収集作業を行う者が開錠可能な場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の工作物等について、既製のごみ収納庫を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を充たすものとする。</p> <p>(1) 箱状（ボックス状）のものを設置する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 必要収納容積を住宅戸数の1戸につきおおむね90リットルとすること。</p> <p>イ 上部の蓋については、軽量かつ耐久性のある材質とし、落下防止装置又は衝撃軽減装置等により容易に落下しない構造とすること。</p> <p>ウ 前面パネルの高さが地面からおおむね0.75メートルを超えるものは、そのパネルが手前に折れるか下降する構造とすること。</p> <p>エ 脚部については、アンカー等で床面に固定し、ごみ収納庫が転倒しないよう</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>にすること。</p> <p>(2) 物置状（ストッカー状）のものを設置する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 内部有効面積は、ごみ集積施設の必要面積と同等を確保すること。</p> <p>イ 天井の高さは2.0メートル以上とし、戸口の高さは1.8メートル以上とすること。</p> <p>ウ 奥行きは、間口の幅を超えないこと。</p> <p>エ 扉は引き戸又はシャッター等とし、敷地から出ない構造とすること。</p> <p>オ 前面開口部分には原則として段差を設けないようにすること。</p> <p>カ 床面については、濡れた場合にも滑らない材質のものとする。</p> <p>キ 室内に棚などの突起物を設けないこと。</p> <p>3 前2項の共通事項については、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ集積所への設置は敷地内であること。</p> <p>(2) 公共用地への工作物等の設置は、占用許可を取ること。</p> <p>(3) 雨水、汚水などが滞留しない構造とすること。</p> <p>(4) 修繕及び補修等のメンテナンスについては、設置者の責任で行うこと。</p> |
|--|--|